

地区集会所を非公募にすることについて

1 地区集会所の概要及び管理運営状況

地区集会所は、地域社会の親睦及び文化活動の増進に寄与することを目的とした集会施設であり、市内に13か所設置されている。

運営には、平成17年度から指定管理者制度を導入し芦屋市地区集会所運営協議会連合会が担っている。

日々の利用に関する取決めや集会所でのイベント企画などは、芦屋市地区集会所運営協議会連合会の構成団体であり、かつ地域の団体で構成されている地区集会所運営協議会（集会所ごとに存在）が運営している。

2 指定管理者の実績

現指定期間における管理運営実績は以下のとおり。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸室利用率 (%)	46.80	48.91	40.84	41.01
利用件数 (件)	19,469	20,991	21,485	21,129
収入 (円) A	62,573,267	66,575,074	64,430,592	83,673,817
指定管理料 (円)	41,800,000	41,907,400	41,907,400	41,907,400
利用料収入 (円)	19,205,730	20,661,495	21,534,230	20,767,450
その他収入 (円)	692,680	716,858	13,918	46,745
繰入金 (円)	874,857	3,289,321	975,044	20,952,222
支出 (円) B	62,573,267	66,575,074	64,430,592	83,673,817
事業支出 (円)	60,381,543	65,600,030	57,229,194	74,306,220
繰入金等 (円)	2,191,724	975,044	7,201,398	9,367,597
収支 (円) A-B	0	0	0	0

※平成27年度以前と平成28年度以降では、貸室数のカウント方法を変更したため貸室のコマ数（分母）が増えたことにより利用率が減少

※H29年度の事業支出より法人税・消費税等の租税公課の支出額の計上及び資金調達による収入額が増加

3 非公募とする理由

(1) 管理運営の考え方

地区集会所の設置目的に沿って、地域住民が利用しやすく様々な活動に活用されるためには、地域住民が主体となって管理運営し、地域の創意工夫により利用促進が図られることが重要であることから、管理運営の主体は非公募による指定が適切と考える。

(2) 指定管理の候補者

上記考え方を踏まえた管理運営を行うには、指定管理の候補として以下2点の理由において芦屋市地区集会所運営協議会連合会が適していると考えられる。

- ① 地域団体で構成されていること
- ② 現指定期間における管理運営実績面においても、利用件数及び利用料収入推移が良好であること